

食品寄附等を促進するための枠組みづくり支援

資料 1

(消費者庁消費者教育推進課)

令和7年度予算額 30百万円 (25百万円) 【拡充】

事業概要・目的・必要性

○令和元年10月に施行された食品ロス削減推進法第19条において、政府は食品寄附を促進するための支援措置を講ずることとなっている。令和5年12月に取りまとめた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」においても、食品寄附を進めるためにガイドラインや保険制度の検討を進めることとなっており、令和6年12月に、食品寄附ガイドライン及び食べ残し持ち帰り促進ガイドラインを策定したところ。

○さらに、パッケージにおいては一定の管理責任を負うことが出来るフードバンク等の認定を図るとともに、最終受益者の救済制度等の構築を前提に将来的に法的措置を講ずることとされていた。

○今回、こうした取組を踏まえたガイドラインの運用・改定やフードバンク認証制度の実証、食品寄附に特化した保険の加入促進、安全性・透明性確保に向けた寄附や食べ残し持ち帰りに係るキャパシティ・ビルディングを実施するもの。

事業イメージ・具体例

1. 食品寄附ガイドラインに基づく認証実証

・食品寄附に係る関係者からなる官民協議会を引き続き開催し、有事対応や認証枠組みも含めた食品寄附ガイドラインの運用及び改定を検討するとともに、ガイドラインに沿った取組を行っているかどうかを認証する枠組みの実証事業を行う。

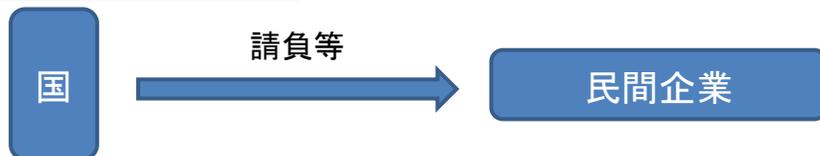
2. 食品寄附に特化した保険の加入促進

・令和6年度に制度を検討した、食品寄附に特化した保険についての加入相談や保険に関する問い合わせの窓口を設け、食支援団体の保険加入を促すとともに、事故時の適切な対応を促す。

3. 食品寄附・食べ残し持ち帰りに係る安全性・透明性確保に向けたキャパシティ・ビルディング

・令和6年度中に策定した食品寄附ガイドライン・食べ残し持ち帰り促進ガイドラインを踏まえ、フードバンク・フードパントリー・こども食堂・外食産業等の現場における衛生面や管理面（記録や寄附者等への報告・情報提供等）について、専門家からの助言・アドバイスを求めることや研修を実施する。

資金の流れ



期待される効果

○食品関連事業者が安心して寄附できるフードバンク団体等が増えることで、食品寄附が促進され、この取組を通じて消費者が安心して無償の食品利用ができるようになる。また、食品寄附の促進とともに、食べ残しの持ち帰りが進むことで2030年度までの食品ロス量の削減目標を達成する。